

最高裁秘書第121号

令和2年1月23日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村

慎



司法行政文書不開示通知書

平成30年12月28日付け（平成31年1月4日受付，最高裁秘書第12号）で申出があり，令和元年12月27日付け（令和2年1月6日受付）で補正がされました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

71期に関する以下の文書

- (1) 司法修習生の選択型実務修習における自己開拓プログラムの修習先及び審査結果等について（司法研修所事務局長の通知）
- (2) 個別修習プログラムの実情（個別修習プログラム実施状況等報告書を除く。）

2 開示しないこととした理由

1の各文書は，作成又は取得していない。

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）